知立市農業委員会総会議事録

	カ ビ 川 辰 未 安 貝 云 応 云 歳 尹 跡
公示年月日	令和2年10月 8日
招集年月日	令和2年10月20日
招集場所	JAあいち中央 知立支店 2階 会議室
参集時間	午後1時59分、委員17名、市民部長及び事務局3名が参集した。
出席委員	農業委員:1杉原敬浩 2髙村昭広 3 林勝則 4 毛受浩 5 髙木芳夫 6永田治男 7杉浦直美 8 石原國彦 9 鈴木和幸 1 0 藤井公人 11池田とみゑ 1 2 竹本有基 1 3 岡田均 1 4 成瀬廣美 推進委員:16中野明夫 1 7 岡田教孝 1 8 石川勝幸
事 務 局	近藤事務局長、事務局職員=加藤淳司、脇坂真也
欠席委員	15平澤信幸
_	開会前に知立市長より、優良農地における企業誘致に関してのあいさつ及び質疑応答 (午後2時32分)
開会時間	午後2時32分 開会宣言 総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開会します。(会長)
日程第一	午後2時33分 議事録署名委員の指名 11池田とみゑ 12竹本有基 委員を指名します。(会長)
日程第二	議案の審議
第 1 号議案 1番	 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 【議案第1号について議案書をもとに説明】 会長:地元の委員さん、補足説明はありますか。 委員18:昨年、申請地のすぐ西側農地についても分家住宅の申請があった地域であり、問題はないと思います。 会長:地元の委員さんより補足説明がありましたが、他に何かご質問、ご意見はありますか。 委員:(意見なし) 会長:それでは承認することといたします。 (午後2時39分)

1番

第2号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

【議案第2号について議案書をもとに説明】

会 長:地元の委員さん、補足説明はありますか。

委員5:申請者は、今年の春頃から脳出血の後遺症で施設へ通っています。従来は、週 に1回程度は自宅へ帰宅し、耕作も行っていましたが、最近は、コロナウイル スの関係で施設外へ出られなくなってしまったと聞いています。後継の家族 も、娘1名のみであり、今後の耕作をすることが困難な状態です。現在は、業 者に委託して草刈りを行っています。他の農地については、私が適正管理を しています。

会 長:地元の委員さんより補足説明がありましたが、他に何かご質問、ご意見はあり ますか。

委員:(意見なし)

会長:それでは証明することといたします。

(午後2時45分)

第3号議案

生産緑地買取り申出に係る農地の斡旋協力について

【議案第3号1番、2番について議案書をもとに一括説明】

会 長:斡旋協力の依頼になりますので、地元の委員のみなさまは現地を確認いただ き、期日までに回答のご報告いただきますようお願いします。

(午後2時48分)

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

【議案第4号について議案書をもとに説明】

会 長:地元の委員さん、補足説明はありますか。

委員5:借受人は貸渡人の親族であり、貸渡人については、週末以外は施設に入居して いる状態です。昨年までは、二人の共同で耕作をしていましたが、これを機に 預けることに決めたと聞いています。

第4号議案

会 長:借受後の総面積を十分に耕作が可能な方ですか。

委員5:野畑清秋さんの親族であり、農機具もしっかり所有しているため十分に行え ると思います。また、借受人は、豊臣熱処理で働いており、兼業で耕作を行っ ています。現在は、野畑清秋さんの指導のもと耕作を行っている状態です。

会 長:他に何かご質問、ご意見はありませんか。

委 員:(意見なし)

会 長:それでは承認することといたします。

(利用権設定に関して)

委員2:利権設定に関して、以前に上重原町曇りの農地で、一時転用の議案がありましたが、駐車場の誘致が中断したとの話を事務局より聞きましたが、その後の進捗を教えてほしいです。

事務局:現在、申請者から、代替地駐車場を必要としていた業者がコロナウイルスの 関係でテレワークの状態であることから、その間に新幹線の高架事業を進め ることが可能なため、代替地の駐車場の必要が無くなると聞いており、農地 転用許可の取消し願いの手続きの準備をしているところです。

委員2:取消し願いの案件について、委員さんに周知するためにも、今後、議案として報告してほしいと思います。

事務局:一時転用許可の案件は6月総会で審議しております。今後、取消し願いについて、従来は議案として報告はしておりませんでしたが、ご希望があれば、 今後は議案として報告することは可能です。

委員2:元々、営農が利用権設定をしていましたが、一時転用に伴い起こした後に解 約しました。このまま、取消し願いが提出されると、今後は、営農が再度利 用権設定を結び直す可能性が高いです。ただ、申請地は工事が着工していな いため、雑草が繁茂しています。再度利用権設定を結ぶにしても、草刈りや 起こした後に返してもらいたいです。

委員6:維持管理組合へ事業者より連絡があり、今月の末頃から草刈りを行う予定であると聞いています。

事務局: 原状復帰をすることは必要ですので、指導の範疇を再度確認し、雑草繁茂等については指導可能かと思いますので、確実に事業者にお伝えできるようにします。

委員3:一時転用の議案を審議した際に、ブルーシートを敷いて事業を行い、原状復帰 をすると聞いておりますので、原状復帰について行政指導をすることは当然 だと思います。

委員2: 再度利用権設定をすることについても、事業者が地権者に話をする際に、利用 権設定の書類を併せて持っていただけるとありがたいと思います。

会 長:事務局で再度確認をして、適正な指導をしていただければと思います。

(午後3時03分)

知立市農業施策に関する意見書の提出について

【議案第5号について会長より趣旨及び意見書の内容について説明】

第5号議案

会長:特に意見等がなければ、本日お配りの意見書(案)の内容で11月5日に提出をする予定です。また、提出後は意見書に対する回答を求める予定です。回答

についても委員のみなさんには、報告させていただきます。 何か意見等はありますか。

委員3:2点質問があります。

1点目は、2ページの後段において、「農業と工業の共存・繁栄を目指すことが需要であります」との記載がありますが、この内容について非常に抵抗があります。都市計画法に基づき定められた用途地域を基に農業委員会も活動しております。今回の指摘した点は、用途変更を容認したような文面であります。一方で、「農業・農地をこれからも守って行く決意であります」や「知立市の発展と農業の衰退がないように」といった記載もありますので、指摘した点については、本当に記載すべきなのかと思います。

今回、都市計画マスタープランや総合計画を新任委員にも配布いただいておりますが、都市計画マスタープランものづくりの産業をより一層活用し、新たな産業促進を整備し、土地利用を図ってまいりますといっているため、共存という文面は削除してよいと思います。

2点目は、4ページにおいての集積面積が186haと記載がありますが、点検評価等に記載のあった令和2年3月時点の200haという数値とも異なりますので、数値が違う理由についてご説明いただきたいです。

会 長:1点目の質問について、都市計画マスタープランにおいて、企業誘致を優良農地において行うことについて、市の意向が強いと理解しています。企業誘致のために優良農地を活用するだけではなく、農地・農業も併せて振興政策も併せて行ってくださいという意味を込めて記載しております。

事務局: 2点目の質問について、当初は、点検評価に記載のある数値を掲載しておりましたが、話し合いの中で、農振農用地の集積率を記載した方がよいとの意見がありましたので、農家台帳で確認のうえ、数値を変更しております。

委員3: 農振農用地のみの数値は186 ha という意味であり、それ以外を含めると200 ha となるという解釈でよいですか。

事務局:そのとおりです。

委員2:農振農用地の集積率に限らず、市内全体の200haも併せて記載してもよい と思います。

会 長:市長へ提出する意見書としては、優良農地である農振農用地のみの集積面積を参考として掲載しております。

他に意見等がなければ、お配りの内容で、11月5日に提出をさせていただきます。

(午後3時33分)

日程第三十会長:報告案件について、お気づきの点があればご発言ください。

報告案件 委員:(意見なし)

1号 事務局:報告第2号3番の案件について、現地確認を行ったところ、牛田町新田南49

2号	番11と50番8の2筆が現況が宅地ではなく、畑であったため、申請者に確
3号	認を行っております。今後、取下げ等がある可能性があるためご報告いたしま
	す。
	委員3:報告第2号4番は駐車場とのことですが、進入路については、どのようになっ
	ていますか。
	委員 13:この案件については、隣地と一帯で集合住宅の計画があると聞いております
	ので、進入路は確保されていると思います。
	(午後3時38分)
	・活動状況報告について
日程第四	・スケジュールの配布について
その他	12月22日(火)開催の12月総会
	開催時間(午後4時 → 午後2時)の変更
	開催場所(第2・3会議室 → 中央公民館大会議室)の変更
	1月22日(金) 開催の1月総会
	開催場所(中央公民館の場所が未定 → 中央公民館第1・2展示室)の変更
	・忘年会の中止について
	親和会監事である委員13より新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止であ
	る旨の説明。
	・総会時の鉛筆の廃止について
	忘れた際や必要な場合は貸出可能。
	(午後3時47分)
閉会 時間	
	午後3時47分 閉会宣言(会長)
	農業委員会総会を閉会します。